

☆学校看護師の行為制限、解消を 医ケア児への親付き添いは「慣行」

【西日本新聞 me】 2021/10/07 医ケア児支援法施行（下）

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/812302/>

> 医療的ケア児（医ケア児）が在籍する学校に対し、看護師の配置など適切な支援を責務とした医療的ケア児支援法。狙いは、子どもが付き添いなしに教育を受ける権利の確保だけでなく、親の就業を妨げないことにある。しかし、既に看護師がいる特別支援学校であっても医ケアの一部をリスクと捉え、本来、医療職であれば認められる行為が制限されている地域もある。事実上、親の負担や不安の解消には至っていない。

同法の施行により、そうした「ローカルルール」の“撤廃”は進むだろうか。

最低4人で要確認…

「学校に付き添いなどの改善を何度訴えても、『安全』を理由に変わらない。お母さんたちは相談先もなく、困っています」。小児の訪問看護ステーションなどを運営する福岡県岡垣町のNPO法人「にこり」代表の松丸実奈さん（43）は表情を曇らせる。

松丸さんは今年、以前から訪問看護に入っていて親しい女子生徒のAさん＝北九州市内の特別支援学校高等部1年＝が通う学校の「慣行」を知った。

胃ろうの管が外れていないか毎朝、親が立ち会って学校看護師、担任、養護教諭と最低4人でチェックする▽気管切開している子どもの喉のカニューレ（気道を確保する管）が万が一、抜けた場合、看護師は再挿入できない（専用のバッグで空気を送り、救急搬送か親が来るのを待つ）一。

胃ろうの管理は、看護師の知識や技術があれば親が付き添う必要性は薄い。カニューレの再挿入は、看護師が緊急対応できなければかえって子どもの生命の危機に発展しかねないため、国が2018年に「応急手当てとして看護師が実施できる」として自治体側に伝えている。

にもかかわらず、胃ろうチェックのため、親は毎朝学校に来ることを強られる。親側が看護師によるカニューレの再挿入を求めても「対応は致しかねる」との返事だったという。

情報入りにくい？…

松丸さんは、訪問看護を学校でも利用できる市の事業を活用し、Aさんの医ケアを補うため一時、同校に通った。

同事業は年間の利用時間に制限があるため、1日2時間、数日間のみ。昼食時のペースト食の注入や排痰を促す補助装置の使用などを母親の代わりに行った。Aさんの体調が良くなるよう自宅では当たり前前のケアなのに、学校看護師は対応していなかった。

実際に教員や看護師たちと話すとき「みんな目の前の子どものために何とかしたいという根本の思いは変わらない」と松丸さん。「看護師は少ない人数で頑張っており、安全の『担保』として昔からの慣行を変えられないのかも」と感じる。

校内の医ケア会議で松丸さんは、カニューレの再挿入が国の判断で学校看護師にも認められていることを校長や教頭に伝えた。学校側はその場で、看護師が再挿入できるよう対応を変更する方針を決めたという。

教員は医療従事者ではなく、学校看護師に新しい情報が入る機会も少ない。

「第三者が客観的な事実をもとにアドバイスすれば、ローカルルールの改善もそう難しくないのでは」

親が抱える罪悪感…

北九州市では一昨年、医療や福祉、行政関係者らが「北九州地域医療的ケア児支援協議会」を発足。当事者の日常の不安に寄り添った具体的な支援を目指している。メンバーの一人で、産業医科大学の新生児科医、荒木俊介さん（46）は「働くのは本来、当たり前前の権利なのに、付き添いを放棄してまで仕事をすることに罪悪感を抱えている母親が少なくない」と指摘する。

胃ろうや人工呼吸器管理の注意点、けいれん時の対応、姿勢や装具の使い方、口腔（こうくう）内の衛生一。同協議会は来月、医療や福祉など専門家の協力で、地域の学校や保育所に配置されている看護師を対象に研修会を開くことを検討している。

「専門職に医ケアに関わる具体的なリスクとその対応策について学んでもらえば十分、リスク管理は可能」と荒木さん。「それが、医ケア児や家族の暮らしの豊かさにつながれば」

俯瞰（ふかん）的な目で課題を抽出し、解決の道筋を描き、環境をととのえていく。その役目は、当事者一人一人に現場で懸命に伴走する支援者たちだけで担えるものではない。支援法が求める「居住地域にかかわらず、等しく適切な支援」をどう実現するか。親も支援者も納得できる「見守りのかたち」づくりに向け、各地方自治体による「自主的、かつ主体的」な取り組みにも大いに期待したい。
（編集委員・三宅大介）

医療的ケアの「ローカルルール」 主に学校現場で、医療的ケア児の「安全・安心」に慎重になるあまり、担い手となる看護師などの行為を各地の教育委員会や各校の判断で一律に制限するなどした規定や慣行を指す。結果的に親の手を離れて学ぶ子どもの環境づくりに地域差が出ていることから、支援者や専門家らの間でこう呼ばれるようになった。医療的ケア児支援法には「情報共有の促進」も盛り込まれており、自治体間などで各地の支援の「成功事例」を共有することで、こうしたルールの解消につながるとの期待感がある。…などと伝えています。